

## 第4章

# レバノンの障害当事者運動と社会変革

長田 こずえ

## はじめに

国連の障害者の権利条約以降、障害に対するアプローチは、医療スタッフ指導の医療、予防、リハビリテーションのみでなく、障害当事者自身が教育、就業、人権などの開発過程でのアクターとなり、当事者たちのリーダーシップと参加が保証されるものでなくてはならないという、国際的なコンセンサスが定着しつつある(杉野 2007)。中東のアラブ諸国のなかにも、『アラブ障害者の10年』<sup>1)</sup>や障害者の権利条約プロセスにおいて成果を上げた国が存在する。石油資源を持たず、比較的貧しいアラブの小国レバノンにおいても、特殊教育、施設型ケアなど、隔離され周辺化された障害者の問題を、人間開発や人権のなかでどのように主流化させていくのかが問題となっている。中東は広大で多様性がある。アラビア語を話すいわゆるアラブ諸国のほか、トルコ、イランなども含まれる。アラブ諸国間には、言語(アラビア語)、イスラム教、エスニシティ(アラブ人)、伝統や習慣など共有されているものは多くあるが、歴史的、政治経済社会的な事情は国ごと、コミュニティごとにより異なっており、単一とは言えない。この章においては、自国に石油資源を持たず、人材に依存するアラブの多宗教国家、レバノンの障害者の現状を紹介する。特に、社会変革の担い手としての重要な役割を担っているレバノンの当事者運動(Coleridge 1993)に注目したい。アラブ地域における障

1) 長田(2005) 付録のアラブ障害者の10年決議案 日本語訳を参考に。

害の社会モデルの妥当性に関しては疑問視する意見もある。しかしながら、本研究の分析を通じて、市民社会運動の基盤が定着しているレバノンにおいては、障害当事者たちの力強い運動を背景に『障害の社会モデル』が確立しつつあることが浮き彫りにされた。本研究は、筆者の1997年から2002年までのベイルート国連事務所駐在中の体験的知見<sup>2)</sup>、文献資料、さらには、筆者が2020年3月にベイルートで行った、障害者団体や当事者たちへのインタビューとフォーカスグループの結果に基づいて記述した。

## 1 レバノンの概要

この章の目的は、石油資源がなく比較的貧しく、人材に依存する多宗教・多文化国家のレバノンにおける障害者の状況を把握することである。さらには、レバノンという国に特化し、障害当事者団体の市民社会の担い手としての重要な役割を浮き彫りにすることでもある。したがってまずは、レバノンの国事情を紹介する。フランス植民地時代の歴史を経て、民主主義を育ててきた地中海の国がレバノンである。民主的社会のなかで、もともと、市民社会運動が盛んであるレバノンにおいては、障害当事者運動が育ちやすい土壌があったという仮説も成り立つだろう。レバノンの障害者運動の歴史は古く、1980年代初頭から本格的に始まり、内戦中は有名な車いすマーチで行動を起こし、反戦運動にも先頭をきって参加した (Coleridge 1993)。レバノンで現地調査を行った経験のある英国の社会学者、コーリッジ (Coleridge) は1993年当時、『レバノンの社会運動の方法は実に印象的であり、障害者をゲッターに隔離せず、障害者と障害を持たない人の両者が、17年に及ぶ内戦後、すべての人にとって最も重要となる相互の信用と団結の再確立の共通プロジェクトで一緒に働いている』と好意的に記述している。彼も筆者と同様の趣旨で、レバノン内戦以降は政府がうまく機能していない慢性的麻痺

---

2) 筆者は1997年秋から2002年夏まで、首都ベイルートの国連機関、United Nations Economic and Social Commission for Western Asia (ESCWA) において障害担当官として勤務し、レバノンの障害者たちと協力して活動した。

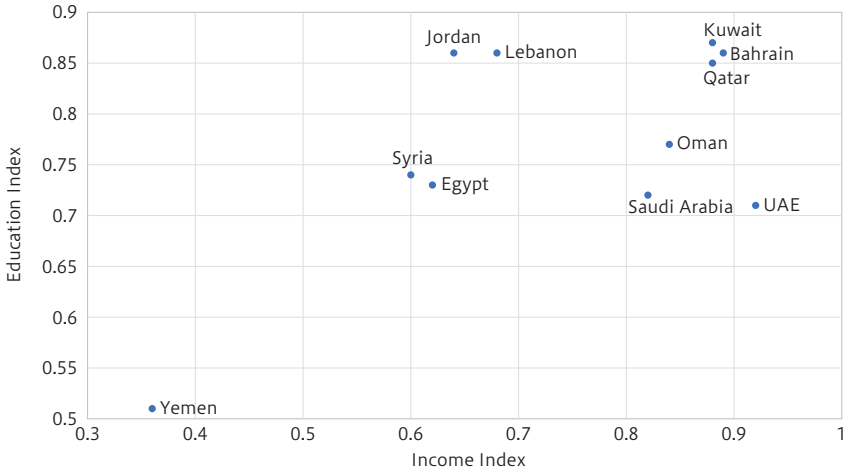
状態にあり、国内の市民社会（Civil Society）がサービス提供の代行的役割を果たすことになったという分析を行っている。さらに、上記の社会学者コーリッジはその著書、*Disability, Liberation and Development*のレバノンの章において、レバノンの障害当事者運動を『中東でも最も活発な運動』と称賛している（Coleridge 1993）。さらに、『障害者運動は、暴力や宗派の対立に反対しながら、人間の可能性の開発を目指す意識を創造している市民社会であり、自分たちが建設的で積極的な市民文化の担い手であることの認識を社会側に求めている』とも分析している。コーリッジはレバノンの歴史的な市民運動を高く評価し、それと並行して、障害当事者運動の強靭さを指摘してはいるが、必ずしも、両者を連携させるには至らない。筆者は、彼の論をさらに掘り下げ、アラブ社会において当事者運動が継続的に力をつけるためには、民主主義と市民社会の土壌が必須であることを検証してみたい。つまり、レバノンの当事者運動の基盤は民主主義、比較的成熟した市民社会、表現の自由、またそれと並行して内戦や政治不安のため、機能的に動けなかった弱い中央政府などのさまざまな要素の有機的な相互作用である。これらの条件が総合的に、障害当事者運動に活動の場を与えたことによるのではないだろうか。これが本研究の課題である。それが正しければ、アラブ社会においては、ある意味では特殊な例かもしれない。

レバノンを正しく理解するためには、社会の状況を把握する必要がある。したがって、以下の統計指標をベースにレバノンという国の一般的な社会事情概要を考察する。レバノンはアラブ諸国のなかでは人間開発の最も進んだ国のひとつであり、最貧国のイエメンやオイルリッチな湾岸諸国と比較すると、その経済力の割には人間開発レベルが高く、人材の豊かな国であると言える（図4-1参照）。

表4-1に示した中東の4カ国のうちの3カ国（レバノン、ヨルダン、エジプト）は、いわゆる経済的中進国でありPPP（物価調整した購買力）を加味して計算した国民1人当たりのGNI（総所得）は1万ドル前後である。レバノンはこのグループのなかでは、人間開発のレベルは高い。レバノンの平均寿命（80歳弱）は先進国並みである。国内人口の約3分の1がキリスト教徒の国<sup>3)</sup>であり、歴史的には欧米の

3) CIAのレポートによると、現在のレバノンの人口の36%はキリスト教徒。イスラム教徒は58%でスンニ派、シーア派の比率は半々。人口の4%はアルメニア人。イスラム教異端派のドルーズ教徒は5%

図4-1 アラブ諸国の所得インデックスと教育インデックスの関係



(出所) UNDP人間開発報告書2006年版をベースに筆者が作成。

影響が強く、人口の大半（7割程度）が首都ベイルートに暮らす人口536万人（外務省データレバノン共和国2022年版）程度の地中海に面した風光明媚な小国である。出生率（1.7）も低く（表4-1参照）、近い将来、総人口は減少傾向になるだろう。レバノン人の識字率（93.9%）は比較的高い。若者を中心に教育を受けたレバノン国民の大半は英語やフランス語もかなり堪能である。1970年代、内戦以前は金融や観光の中心となり首都ベイルートは、『中東のパリ』と呼ばれていた。他方、内戦後は多くのレバノン人が国外へ流出し、現在では海外で影響力を持つ人も多い。祖国との関係も強く、国内よりも多くのレバノン人が欧米諸国を中心に海外に暮らし活躍している国である<sup>4)</sup>。

2022年時点におけるレバノンは、欧米や湾岸諸国に頭脳流失する優秀な人材、強靱な市民社会、機能できてない政府（民主主義）、宗教セクトごとに分断された社会、本国貨幣暴落と国家財政破綻、大量のシリア難民流入、ベイルート港工

強。人口の大半、95%はアラブ人であるが、パレスチナ人やシリア人難民の比率は高い。https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/le.html(2020年3月3日アクセス)

4) 例えば、フランス国内のレバノン系人口はおおよそ5万人に上り、国際的に影響力のある人を多く出している。

表4-1 レバノンとアラブ3カ国+タイの比較：中進国の人間開発指数

	レバノン	エジプト	ヨルダン	シリア	タイ
栄養不良の乳幼児の割合(%) <sup>1)</sup>	16.5	22.3	7.8	27.5	16.3
ジェンダー不平等指数のランキング	83位	135位	111位	133位	79位
1人当たりのGNI(PPP調整)ドル <sup>2)</sup>	13,312	10,064	11,295	2,441	14,519
平均寿命 <sup>3)</sup>	79.5	71.3	74.2	69.7	73.6
出生率 <sup>4)</sup>	1.7	3.4	3.5	3.0	1.6
識字率(%)	93.9	75.2	96.7	86.4	96.7
貧富の差の指標(%) <sup>5)</sup>	30.0	36.3	20.5	18.3	34.0
国民の声反映とアカウンタビリティ*note	31.5	13.3	20.7	2.0	21.2
人間開発指標の順位(188カ国中)	76位	111位	86位	149位	87位

(出所) United Nations Development Programme Human Development Report (2016) より筆者作成。

\*note 世界銀行ガバナンスの指標(percentile)の比較(2017年)<sup>6)</sup>

- (注) 1) 2010年から2015年の間の5歳以下の乳幼児人口の栄養失調者の比率(%)。  
 2) 2015年の国民1人当たりの国民総所得米ドルで計算したものであるが、国内の物価と購買力を考慮して2011年度のPPP調整したもの。物価指数を考慮した実質的な豊かさを表す。  
 3) 2015年の出産時の平均寿命。レバノンは先進国並み。  
 4) 女性1人当たりの子どもの出生率。平均が2人であれば現在の人口の規模が保たれる。それ以下であると人口は減少する。  
 5) 2015年度の貧富の差を表すUNDP指標 inequality in income のデータから抜粋。これは国内の収入分布の比率を指標にしたもので、数値が大きければ貧富の差が大きいことを示す。  
 6) World Bank “Worldwide Governance Indicators” from World Bank On-Line Data Bank (data for 2016) <https://datacatalog.worldbank.org/dataset/worldwide-governance-indicators> Downloaded on 20 August 2019. ガバナンス関連、国民の声の繁栄とアカウンタビリティの指標。高い数値がよいレベルを表し、レバノンの国民の声反映度は中東では上位レベルである。

リアの大爆発後の復興など、多くの問題を抱えながらも粘り強く生存している<sup>5)</sup>。筆者が本研究のフィールド調査を行った年、2020年度のGDP成長率はマイナス21.5%(世界銀行データ)<sup>6)</sup>と報告されている。国家経済には大きな打撃である。

- 5) レバノンには正式に登録された18の宗教セクトがあり社会が分断されている。ラフィーク・ハリリ首相の暗殺以降、政情が不安である。以前は中東一信頼されていたレバノン通貨はデフォルト、国家財政は破綻した。さらに、2020年8月の首都ベイルート港の倉庫爆発事故は、200人以上死亡、6,000人が負傷、30万人の人々が家を失い、一時的に国内避難民となった。ベイルートのホテルの9割が破壊された(CNN)。以前から国内にパレスチナ難民キャンプとシリア難民を抱えて、国民の4人に1人はシリア人である。現在は、レバノンの国民の40%が貧困ライン以下の生活を強いられている。
- 6) この年の経済マイナス成長には、同年8月のベイルート港の大爆発が影響している(外務省データ「レ

慢性的な財政破綻も深刻なレベルであり、国内には貧困者が急増している。

## 2 対象地における障害モデルの変遷

「障害とは何か」という障害の概念や障害に対する態度は、人類学的、歴史的、文化的、社会的に規定される。モハメッドの教え、コーランやハディースのなかにも障害者に対するイスラム教の否定的な態度をたどることができる。一般的にはコーランでは障害者も平等に扱われるべきであるとされているが、イスラム教の教えのなかの多くの箇所では障害者を差別的に扱う煮え切らない態度をとったことが原因で、レバノンの障害者も長い間隠ぺいされてきた。欧米-フランス文化がレバノンに影響を及ぼすようになると、科学的な「障害の医学モデル」への変遷が見られた。これに伴い、首都ベイルートを中心に、障害者を医学的リハビリテーションの大規模施設に移す政策が始まった。これらの政策は植民地主義の下、現地での文化的な側面をまったく無視して施行された。以前の障害者排除や迷信などを廃止するためには欧米文化の影響はある程度有効であったが、障害者の人権やコミュニティ、家族の責任などには言及されなかった。結果的に障害者の隔離政策が始まった (Turmusani 2003)。その後、障害者の社会モデルは「障害と障害者に対する社会的な抑圧や差別が原因である」と再定義し、これらと闘ってきた障害者の自立生活運動を通して発展された。これは英国、米国をはじめ世界的に発展していった。国際的障害当事者団体連合である Disabled People's International (DPI) なども、『我々のことは我々で決める』<sup>7)</sup> をスローガンに社会モデルを唱えてきた。レバノンにも障害の社会モデルが輸入された。アラブ地域では珍しく、DPIのレバノン支部 (レバノン障害者協議会) も当初から設立された。他方、『障害の家族モデル』は、障害が機能の問題でなくそれに起因する不平等にあるとするならば、障害とは本人のみが直面するものでなく、その家族も

---

バノン共和国)。

7) “Nothing about us without us” (我々のことは我々抜きではあり得ない) をスローガンに掲げている。当事者主体の原則。

障害を共有する当事者である定義するものである。つまり、障害を家族単位で捉えるものであり、一般的には伝統的アラブ社会では受け入れられやすいだろう。しかしながら、現在、レバノンにおいては出生率も低く、核家族ベースのアーバンライフが一般的である。したがって、公的支援や資金援助を伴わない家族依存型の政策を押し付けるのは問題視されはじめています。

### 3 障害者の権利条約と障害者法

国連の障害者権利条約は、2022年5月現在、世界の185カ国<sup>8)</sup>が批准している。レバノンは中東ではいち早く、障害当事者が主体となり、差別禁止的な要素を持つ総合的な法律、レバノン障害者法2000年第220号を制定した<sup>9)</sup>。この法律は当時としては進歩的で中東諸国の注目を浴びた。同法は、当時としてはかなり先進的であった、『国連の障害者のスタンダードルール (Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities)』をモデルとして草案された。レバノンの当事者団体はこの法律の内容だけでなく、その草案過程（プロセス）において、代表制を持つ障害当事者団体が参加した民主的プロセスを誇りに思っている (Kabbara 2013)。また、その法律の実施過程のモニタリングに関しても、障害当事者の代表制、選挙制度をいち早く取り入れたことはアラブ諸国の間では注目されていた。すなわち、政府に任命された障害者ではなく、障害者自身が代表者を選んだということが進歩的だったのである。しかし、レバノンは2022年5月現在の時点においては、障害者の権利条約は2007年に署名したままであり、その批准には至っていない。

障害者の権利条約はアラブ諸国の法制度に多大な影響を与えた。しかし、レバノンにおける問題は法律の改正そのものよりも、その実施と法的アクセスに関する

8) 国連DESAホームページ2022年5月1日付。

9) この法律は障害の定義や分類、障害者カード発行、国家障害審議会、医療保健、リハビリテーション、スポーツ、住居への権利、交通や輸送、バリアフリー環境、教育への権利、雇用促進と3%の雇用率、社会保障などを含む総合法である。テキストには障害者の権利という言葉が明記されている。

る点である（本章後半のフィールド調査の節を参考に）。人権的アプローチは、障害者のニーズを請求可能な権利に転換する力を持つ。国家は障害者に対して障害の影響や社会の障壁を軽減または取り除き、障害者の権利の実現を保障する義務を有するとするものであるとする。レバノンのように法律の条文上は権利が規定されていても、それを権利として実現することが保障されていなければ意味を持たない。権利実現のための法制度は、司法と行政にあり、障害者の権利保障体制は、それぞれの国内法制に組み込まれた執行体制に依存する。法律上の権利が保障されるためには、実際に権利を侵害された場合、訴訟して争うことも必要である。法律扶助体制とはそうした保障を受ける権利、司法へのアクセスの実現を援助、補助するような体制である。国家は、障害者の権利保護体制として、裁判所や簡易裁判所などによる司法的救済メカニズムの設立を考慮する必要がある。レバノンにおいては、これらの制度は皆無である。実際、レバノンの多くの障害者たちは、資金もなく、公的な障害の法律扶助体制も存在せず、救済のための法的手続きが複雑で訴訟事務が難しい上、法曹界や法学者の間にも差別的な態度が存在するなどの理由で、法的アクセスの問題を抱えている。

現在は、レバノンの障害者法220/200（2000年制定、第220号）の内容に関しても障害者の間からは、改正要求の声が上がっている（本章後半フィールド調査の節を参考）。この法律は20年以前の当時としては、前向きであり、画期的であり、他のアラブの国々から注目を浴びたが、障害者の権利条約後の現在においては、障害者の権利に関して不十分な点も見受けられる。例えば、障害者の定義が古い『障害の医療モデル』を採用しており、そのため、カバーされる障害者は身体的な障害を持つ人に限定されやすい。精神障害を持つ人々や学習障害者などは排除されやすい。また、シリアやパレスチナの難民を抱えるレバノンにおいて国籍規定が厳しすぎ、多くの障害を持つ住民を保護しきれていない<sup>10)</sup>。また、この法律が制定されてから20年近く経過しているにもかかわらず、レバノン政府社会福祉省や教育省などを含む関連省庁はそれを実行するための公式制度（Decree）を発表しておらず、法律は『画に描いた餅』的な傾向にある。権利条約の批准にも

---

10) Combaz (2018) より抜粋。



時間がかかっており<sup>11)</sup>、レバノンは、米国などと並び世界のなかで、まだ同条約を批准していない数少ない国のひとつである。国連における障害者の権利条約モニタリング委員会の2015年報告書は、レバノン政府は教育、雇用、保健衛生、選挙、職業訓練などの幅広い分野において、この障害者法の実施が遅れていることを厳しく指摘している。レバノンの立法、行政は麻痺状態にあり、国内経済は崩壊しているため<sup>12)</sup>、法制度の整備が不十分で権利条約の批准も遅れているのが、レバノン社会の厳しい現状である。

## 4 障害を持つ人々の状況

世界銀行の調査で、貧困者の5人に1人が何らかの障害を持っていると報告された<sup>13)</sup>。さらに貧困と障害の関係は相互にその原因であり、また結果であるとの認識がなされた。満身に教育を受けられなければ、雇用機会のない障害者が貧困に陥りやすいことは明らかである。同時に、食物や栄養が十分に与えられず、十分な医療も受けられない貧困者が、障害者になる確率が高いのも明らかである。したがって、障害者の直面する課題を避けて持続可能な開発目標（SDGs）の17ゴール<sup>14)</sup>を達成することは不可能であろう。

### 4-1. レバノンの障害統計

アラブの他の国と同様に、レバノンの公式な障害者統計は実態を十分に把握していない。2004年度の国の調査統計によると、障害者の比率は総人口の2%、

11) Combaz (2018) より抜粋。

12) 2020年3月、筆者のフィールド調査中においては、年の初めにやっと首相が任命されたが、政治は不安定であり経済は崩壊している。いわゆるデフォルト状態でレバノンポンドは公式レートでは1ドル1500ポンド、街の両替商では2500ポンドかそれ以上、国外では紙幣は換金できなかった。またドル預金を持っている人は預金があっても引き出しが難しい非常事態に陥っていた。2022年現時点では、国家の負債額は世界でもトップレベルである。

13) 高峰豊（2003）に引用された世界銀行の統計を参考にした。

14) “Sustainable Development Goals”, United Nations Sustainable Development Goals <https://www.un.org/development/desa/disabilities/envision2030.html>

男性の比率がかなり高めである<sup>15)</sup>。世界保健機構 (WHO) はレバノンにおける障害者の比率を15%と報告しており (WHO 2011), レバノンが公表している2%は他の途上国と比較しても極端に低く, 統計の信頼性の低さを表している。障害の内訳は, 障害者の半数以上は肢体不自由者, ろう者と知的障害者は約18-19%, 視覚障害者は13-14%のレベルである<sup>16)</sup>。なぜこのように障害者比率が極端に低くなるのだろうか。まずは, 障害の定義や区分の問題である。レバノンの障害者統計は時代に即さない医学モデル的な定義である。つまり, 1980年代の国際定義WHO-ICIDHの定義<sup>17)</sup>を採用しており, 2001年に改訂されたWHO-ICFの定義<sup>18)</sup>を使っていない。つまり定義は旧式の医学モデルであり, 障害の社会モデルではない。また, 障害者カードを発行することにより国家の福祉財政の負担が重くなる懸念からか, 医学的にかかなり厳しい登録基準を使っている。精神障害ほか, レバノンの障害定義からは排除されている障害を持つ人も数多い。施設に暮らす人々や女性障害者の統計漏れもある。

レバノンの障害者の男女比率は64.0%-36.0%であり。レバノン総人口の比率が男女ほぼ同じで, 49.8%-50.2%であるのと比較すると女性の障害者割合が低くなっている。障害者人口の年齢別統計は65歳以上の老人が27.3%, 25-64歳の労働力人口が46.3%, 15-24歳の青少年が13.0%, 残りの13.4%が子供の障害者である<sup>19)</sup>。障害の原因別の政府データによると, 先天的インペアメントが全体の3割近くで, 一番多い。その他, 加齢によるもの, 事故, 疾病などが多く,

---

15) Lebanon, Central Administration of Statistics, Household Living Conditions Survey, 2004, Lebanon.

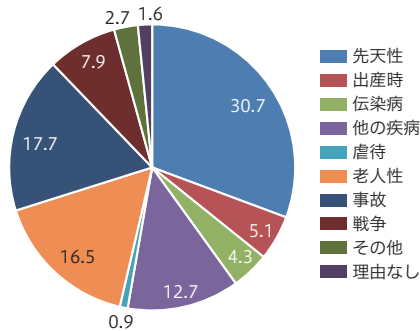
16) レバノン政府の社会福祉省が2014年に発表した障害者統計も似たり寄ったりの数値で, これによると95,618人の障害者が手帳を保持しており, 内訳は55%が肢体不自由, 28.4%が知的障害, 8.7%がろう者, 7.8%が盲人, 残りがその他という数値である。

17) World Health Organization-International Classification of Functioning and DisabilityはWHOの古い定義。当時は, 医学モデルを採用していた。

18) International Classification of Functioning, Disability and Healthは障害の社会モデル概念を取り入れた新しいWHOの定義。これを使用すると社会的な側面が考慮され, 障害者比率は高くなる傾向にある。

19) Lebanon 2004, Socio Economic Indicators Quoted by “Disability in the Arab Region: An Overview: United Nations Economic and Social Commission (ESCWA) and the League of Arab States, April 2014.

図4-2 レバノンの障害の原因



(出所)Lebanon 2004, Socio Economic Indicators Quoted by “Disability in the Arab Region: An Overview”, United Nations Economic and Social Commission (ESCWA) and the League of Arab States, April 2014.

戦争による障害は7.9%となっている（図4-2参照）。

## 4-2. 障害の社会的・開発的要因

開発と障害は互いに影響をもたらす。貧困や栄養失調、予防接種の不備などは障害の社会的な要因である。したがって、貧困地帯に住む人々や過酷な生活を強いられている家庭の間には障害の比率は高い。ユニセフは、戦火から逃避し、隣国レバノンに住むシリア難民の障害者の人口調査を行った<sup>20)</sup>。いわゆるシリア難民に限定したパイロット調査を2017年に行った。このユニセフの調査では医学モデル的な障害定義を避け、『社会モデル的な質問』をもとにした統計をとった。この調査の結果、『少なくとも1人の障害を持つ人がいる家庭』の割合が非常に高かった8つの地理的な分類がなされ、レバノン北部地方が一番多く20%に達している。次にはアカル (Akkar) 地方で16%、ナバティ (Nabbathie) 地方15%と続き、南部地域は12%、一番比率の低い首都ベイルートにおいてすら11%と高い数値になっている。貧しく不衛生な状況での生活を強いられている人々の間に障害者の比率が高いのは明確である。シリア難民家族が大家族であることを考慮しても、この数値は高い。

20) UNICEF, UNHCR, and WFP (2017) から抜粋。

他にも障害の原因が2つある。1つは内戦や戦争であり、もう1つは社会習慣に関連する親族結婚である。レバノンではフロントラインとして、シリア内戦とパレスチナ難民に直面しており、戦いは障害を生み出す要因である。シリア内戦以降は、小国レバノンに100万人規模のシリア人が流入してきた<sup>21)</sup>。障害は戦争に参加する若い男性だけの問題ではない。経済負担、インフラ再建、難民などあらゆる問題に拡大され、戦いは老若男女を問わず直撃する。レバノンの障害の原因の7.9%が戦争によるものであり、かなりの数値である。これらに対応するための国家予算の負担は、レバノン程度の経済規模の国にはかなり厳しい。結果的には、障害政策は政府の優先順位においては、低レベルに置かれてしまい、社会サービス予算が削られる。南ベイルートの町では、米国からはテロ組織扱いされるヒズブッラー系のNGOアルハディセンター (Al-Hadi Institute for the Deaf and the Blind) などが運営する大規模な戦争障害者施設が存在する。かなり立派なセンターを建設し、中途障害者(戦傷者)を中心に職業リハビリや起業支援などを行っている(男性優先の施設である)。障害の原因としては交通事故も上位を占める。

レバノンだけではなく、アラブ諸国全体において親族内結婚率が高い。農村部などでは同族間の結婚が時には望まれる傾向すらある。レバノンは社会的に分断された小国であり、もともと結婚相手の選択の余地が限られている。イスラム教スンニ派、イスラム教シーア派(ヒズブッラー支援派、穏健派)、イスラム教ドルーズ派、キリスト教マロン派、ローマカソリック派、ギリシャ正教徒、プロテスタントといった宗派別の属性のほかにも、レバノン人、シリア人、パレスチナ人、アルメニア人などのエスニック区分も混ざり合い、それぞれの属性に関する帰属精神のほうが国家に対する忠誠よりも強い場合もある。現在でも、宗教や人種を超えた結婚は珍しい。これに加えて、教育のレベルや貧富の差などが新たな社会階級を形成し、社会をさらに細分化させた。実際結婚相手の対象になる人口枠は意外に小さい。したがって、レバノン社会における親族結婚の比率は比較的高い。レバノンの首都ベイルートに関する調査も少し古いが存在する。カハラ(Kahlat)とクード(Khudr)の1983年の調査では首都ベイルートにおいても全体の結婚

---

21) レバノン人口、590万人のうち、シリア難民は150万人と推定され、人口の4人に1人がシリア人という比率である。[https://en.wikipedia.org/wiki/Syrians\\_in\\_Lebanon](https://en.wikipedia.org/wiki/Syrians_in_Lebanon)を参照。

の4分の1は親族結婚であった<sup>22)</sup>。

### 4-3. 障害経験と障害者のエンパワメントへのチャレンジ

次に障害の結果としての貧困と人間開発問題に視点を移したい。対象地の障害者はどのような問題に直面しているのか。いかなる分野で、障害者の開発への完全参加が妨げられているのだろうか。一般的なものとしては教育と仕事・生活の糧に関するものであろう。レバノンの教育省は2012年に障害者教育プラン (National Education Plan for Persons with Disabilities) をつくったがその実施には進展がなく、2014年に視覚障害者の当事者団体 (The Youth Association for the Blind: YAB) が実施状況の情報をリクエストしたが教育省から断られ、情報アクセスを拒まれた<sup>23)</sup>。筆者が2006-2007年にバイルートで行ったフィールド調査 (長田 2008) によると、当時のレバノンの公立学校の物理的、情動的なアクセシビリティは不十分で5-6校だけがバリアフリー、レバノンの誇るアラブでトップクラスの質の高い高等教育部門でも物理的なバリアフリーはほとんど実現されていなかった<sup>24)</sup>。また、特別支援教育は社会福祉省の責任下に置かれている。

2002年の政府が発表した数少ないデータによると95%の知的障害児は小学校すら卒業していなかった。一部の欧米教育を受けた特権階級の障害者リーダーたちが国際的な場で障害者の人権を提唱しながら大活躍しているのを横目に、草の根のレバノン障害者たちは障害者の権利条約はおろか、レバノン障害者法 220/2000 や障害者統計に関する情報にも疎い場合もある。

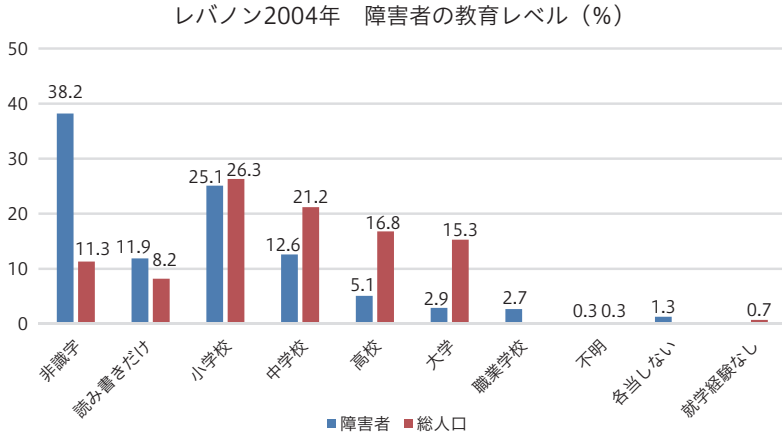
図4-3に障害者人口と一般人口を比較しデータを提示する。識字のない人や学校に行けなかった人の割合は圧倒的に障害者に多いことが明確である。障害者で読み書きのできない人は約4割 (38.2%) に上り、一般の人口の3倍以上である。

22) UN ESCWA (1994)に引用されたものを抜粋。

23) Free World Center, London. "Article 19: Lebanon, Disability and Access to Information." Country Paper, May 2015 より抜粋。

24) レバノン国内全体で公立学校の5校だけが公的資金によりバリアフリーに改築された。各州に1つバリアフリー学校がつけられた。それ以外の学校数校は障害当事者団体や自助組織などが率先して学校をバリアフリー化した (Kabbara 2013)。

図4-3 レバノンの障害者と一般人口の教育レベルの差



(出所) Lebanon, Central Administration of Statistics, Household Living Conditions Survey, 2004, Lebanon.

高等教育に関しても、レバノン総人口の15.3%が大学卒業者なのに比較し、大卒は障害者人口の3%以下にすぎない。高等学校を終えた障害者も総人口と比較すると3分の1以下である。統計的には障害者の教育はレバノンの大きな問題のひとつである。多くの障害者たちは教育を受ける権利を奪われている。

レバノンは法的障害者雇用率を定めているが、実施が遅れ、現状では障害者の雇用や所得確保は大変難しい。レバノンは国際労働機構ILOの障害者の雇用促進条約159号も批准しているが、その実施に関しては数多くの問題を抱えている。2007年にレバノンで行われたILO調査は、調査対象となった2万7086人の経済活動対象年齢の障害者のうち、26%だけしか雇用されていなかったと報告している (ILO 2013)。前述のカバラ (Kabbara) 氏の推定によると、18歳から64歳までの障害者カード保持者の就業率は22%であり比較的近い数値である。つまり、ほとんどの人が正規雇用されていない。

レバノンの障害者で正規雇用されている人の大半は公的分野 (公務員) 雇用であり、私企業で活躍する人は少数派である。統計上の就業率は低く、大半の草の根の障害者は自営か、何らかのインフォーマルセクターで生計を立てている。

レバノンの青少年スポーツ省が障害者スポーツに計上した予算は明らかではな

### 参考 レバノンの障害者の雇用に関するパイロット調査

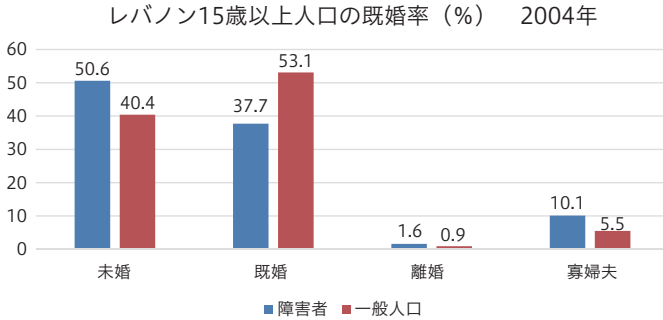
上記のカバラ氏は2000年障害者法と3%の法定雇用率の実施に関する調査のため、首都ベイルートと北部の大都市トリポリにおいてそれぞれ40社、合計80社の民間会社を対象にパイロット調査を行った。業種は銀行や、スーパーマーケット、ホテルなどを含む多種、企業スケールも零細企業から大企業までさまざまなものを対象とした。この調査結果によると、障害者雇用率は0.8%、障害者を1人も雇用していない企業を除いても、1.2%と法定雇用率の3%より少ない。大企業よりも中小企業のほうが雇用率は高かった。障害者を1人も雇用していない会社の84%が法定雇用率や障害者法規定を知らなかったと答えている。障害を持つ女性は雇用されにくい。また、職場の適宜な配慮に関してはほとんどが車いす使用者向けのバリアフリーに限定されており、情報バリアに関するものは皆無であった。調査の結果は企業側の意識向上の必要性や、障害者を対象とした市場に即した職業訓練の必要性を訴えている。

(出所) Kabbara, N. 2019. “How Much Respectful of Law 220 on the Rights of Persons with Disabilities are Lebanese Private Sector Firms”-カバラ氏の調査メモ。

い。公式な委員会ではないが、レバノンのパラリンピックユニオンが一応設けられているが、障害者スポーツイベントの多くはNGOや市民団体などがアドホックに開催するものとなっている。障害者のスポーツ参加も限定されている。特に女性障害者の参加は非常に限られている。都市型ライフスタイルのレバノンにおいても、結婚して家庭を持つことは性別を問わず、重要な人生の到達点と考えられている。レバノンでは一般的には障害者が結婚することは難しい。障害者の既婚率は総人口より10%ほど低い（図4-4を参照）。障害者の離婚率も総人口離婚率の2倍弱である。

レバノンの統一選挙、地方選挙の投票場をバリアフリーにする努力も進められているが問題も多い。2010年に内務、地方担当省は2000年の障害者法の下、すべての投票場のアクセシビリティを呼びかける声明を出したが、徐々にしか実行されていない。視覚や聴覚障害を持つ有権者が付き添いを連れていくこともできないし、手話解説付きの政治キャンペーンもない。レバノンの障害者の政治参加はまだまだ限られているが、障害の社会モデル、障害者の権利条約、レバノン障害者法の影響を受けてか、最近では国会や地方政治にも障害当事者が立候補する現象が見られるようになってきたが、当選は難しい。自身が市会議員を経験した

図4-4 レバノンの障害者と一般人口の既婚率の差



(出所)Lebanon, Central Administration of Statistics, Household Living Conditions Survey, 2004, Lebanon.

カバラ氏は、障害者の政治参加の重要性を指摘している<sup>25)</sup>。

## 5 障害とジェンダー

レバノンの障害を持つ女性の多くは障害、ジェンダー、貧困の三重苦に直面している。同時に、母親の教育レベルの低さは障害の早期発見を妨げるし、障害者を持つ家族のケアに関しても女性の役割は多大である。山間部、農村部や保守的な地域に住む女性障害者のなかには、自分が持つ普遍的人権やレバノンの法的権利を認識することもなく、家族のなかに閉じ込められ、その存在すら隠蔽されている人も存在する。極端な場合は、家族に障害者の娘がいると姉妹の結婚に悪影響するという理由で外出しないケースもある。前述の2004年レバノン政府統計においても、障害者人口全体の36%が女性障害者であり、統計的な男女比率に

25) カバラ教授は交通事故で中途障害者となったが、欧米で博士号を修め、バラマンド大学 (Balamand University) の政治学の教員を務めている。また、レバノン北部の町の地方選挙に出馬当選し、地方議員になった経験もある当事者リーダー格の人物である。当事者運動、障害の社会モデル推進、220/2000 障害者法制定、アラブ障害者の10年の制定、障害者の権利条約署名、DPIのアラブ代表など多くの活動を行っている。



歪みが見られる。また最近、レバノンで浮き彫りにされはじめた問題は、障害を持つ女性に対する暴力である。

レバノン、パレスチナ、シリアなど内戦・戦争を経験した地域では、ヒズブッラーの戦士など戦争障害者の男性中途障害者が英雄として（少なくとも表面上は）もてはやされている一方で、障害を持つ女性は敵と戦う勇敢な兵士のイメージには合致しない。抗争に関わるキャンペーンにおいては、政治的な価値がないとされる女性障害者の優先順位は低く、戦争は障害者間に新たなヒエラルキーをもたらしはじめた<sup>26)</sup>。筆者が2007年に訪問した南レバノンのシーア派ヒズブッラーの管理地区においても、若い男性戦死者（英雄）たちの写真が町中に誇らしげに飾られていた。同時に、今は手足を失い車いすに座るが、最後までイスラエルに対抗し続けた戦争障害者も英雄として扱われ、手厚い社会復帰サービスや社会保障を受けることができる一方、障害を持つ女性は片隅に追いやられていた（長田2005）。

## 6 内戦と障害

上記の統計に基づくと、レバノンの障害の原因の7.9%は戦争・内戦によるものである。比較的高い比率である。戦争と障害は関連がある。この地域全体が不安定な政治状況である。隣国シリアはいまだにゴラン高原をイスラエルに占領され続け、シリアのアサド政権はロシアの影響が強い独裁統治であり、国内には反政府派やテロリストを抱えている。同時に、レバノンは国内に長期的なパレスチナ難民キャンプを有しており、この地域一帯が紛争の火薬庫になっている<sup>27)</sup>。

26) 筆者が2007、2020年にバイルートで女性障害者リーダー、シルバナ・ラキス (Sylvana Lakkis) 氏に行ったインタビューより。

27) 2007年6月、レバノンの北部トリポリのパレスチナ難民キャンプ内部でイスラム教過激派が内戦活動を始めたのをきっかけに、米国の支援を得たレバノン国軍がキャンプを包囲、攻撃を開始した。

## レバノンの当事者団体 ——社会変革運動としての当事者運動——

障害と開発を社会モデルの視点から考察する際には、障害当事者主体と当事者団体の役割を語る必要がある。アラブ地域で唯一とも言える民主主義国家レバノンにおいては、皮肉にも政府の実行力のなさの影響も受けてか、市民団体や当事者団体の社会変革への影響力は他のアラブ諸国では考えられないほど強力である。ここで、今回のフィールド調査に参加した2つの当事者団体、前記のNational Association for the Rights of Persons with Disabilities(NARD)とLUPDをグッドプラクティスとして紹介する。

社会変革の担い手としての障害当事者や障害当事者団体の役割について考察したい。前記のNARDとLUPDはどちらも国際的に著名なレバノンの当事者団体であり、障害者の権利条約など国際的なフォーラムにおいても障害者主体の当事者団体として大きな貢献をしてきた。NARDは車いすの当事者ナワフ・カバラ氏(前記)、LUPDは車いすの女性活動家シルバナ・ラキス氏(前記)という、どちらもカリスマ的な当事者リーダーを中心に活動を続けている。彼らの活動の基礎にあるものは、当事者主体、「障害者のことは障害者抜きでは解決できない」という基本的な社会モデル哲学である。LUPDは障害とジェンダーなどの問題にも取り組み、主として障害者の人権を課題としているが、NARDはレバノンの社会的政治的変革や民主主義といった課題にも挑戦し続けてきた。国際的に著名な当事者団体である。レバノンの障害者運動(Self-Activism)のルーツは1980年代にさかのぼる。それ以前のレバノン内戦中は、それぞれの宗教宗派別の戦争障害者や住民を対象としたプログラムであり、施設型、コミュニティ型、両方が存在していた。最初の当事者運動は内戦中、1980年代当時、障害当事者たちが宗派別の民兵たちの暴力と内戦の毎日への抵抗運動として、当時の一般の市民活動に参加することから始まった(Coleridge 1993)。歴史的に、平和運動を促進することから始まった当事者運動でもあった。この時代は、中央政府皆無の時代でもあるから、障害当事者主体の政治性のある活動であり、宗派分断を超えた輸血活動、平和キャンペーン、そして最も有名なレバノン国内南一北の「車いす平和マーチ」であり、宗教セクターごとのチェックポイント(国境に準ずるもの)

を無視して大規模行進を行った。この勇敢な活動は欧米メディアにも取り上げられ、レバノンの当事者運動を国際的に有名にした (Lakkis 1997)。レバノンのNARDは世界的に有名なグローバル障害当事者団体Disabled People's International(DPI) のアラブ支部でもあり、レバノンの、またアラブ地域の当事者団体の代表として秀でた貢献を行ってきた。レバノンのみならず、アラブ世界に当事者主体のモデルを先駆けて伝達した障害の社会モデルのお手本的な存在と言える。

NARDが国際的に有名なレバノンを代表する政治性の強い運動体であるのに対比し、もうひとつの著名な障害当事者団体は上記のLUPD である。この団体はレバノン人の女性当事者シルバナ・ラキス氏を筆頭とし、レバノン全土の草の根障害当事者運動のネットワーク組織である。その活動範囲は広く、地方の当事者運動への支援、国際NGOと連携した研究調査と情報発信、アドボカシー、政府の予算配分や透明性のチェック (Disability Budget Auditing(透明性のチェック))、国連や権利条約への貢献など多岐に及ぶが、特にアラブ地域における障害とジェンダーの活動が著しい<sup>28)</sup>。レバノンにおいては、当事者団体が成長するためにはカリスマ的な指導者が必要である。カリスマ性を持ち合わせ、欧米の高等教育を受けたカバラ氏などもこの代表格である。他方、レバノンの障害当事者運動の未熟さは、当事者組織同士の連携が弱いことである。一応、この2つの団体は、さまざまな障害種別を超えたという意味でのクロス障害当事者運動の名前を掲げているが、全面的にそうとは言い難い。筆者の目には、主体は車いす障害者や肢体不自由者が担っているように見受けられる。レバノンには盲人の単独の当事者団体として昔 (1960年代) から活動を継続している前記のYABなどの障害の当事者組織 (Single Disability Organization) が存在する。知的障害に関しては、本人の会のグループも存在するが親の会の役割が目立つ<sup>29)</sup>。

障害当事者が参加する公的な機構としては、障害者法220/200の下に決められた「国家障害審議会 (National Council of Disability Affairs(NCDA))」があり、

---

28) Lakkis (1997), 筆者の2007年レバノン・ペイルートにおけるインタビューなどを参照。

29) 今回のフィールド調査に参加してくれた親の会のリーダーを務めるムサ・シャラファディーン (Moussa Charafferdine) 氏の意見をもとに。詳しくは8-5.項を参考に。

そのメンバー 18人中、8人は当事者枠である。政府代表と障害者のためのサービス提供NGO代表以外に、4名は選挙で選ばれた障害者当時団体の代表、残りの4名は障害者カード保持者の中から選挙で選ばれた障害を持つ『個人』の代表、つまり、合計8名の障害者枠を法的に設けている。NCDAは事実上、レバノン政府に対して提言を行うことができる、唯一の公式組織である (Kabbara 2013)。代表制がレバノン当事者団体の優れた特徴であり、指名制ではない。レバノンの民主主義的側面や言論の自由が、障害者運動の原則を支えている。

## 8 2020年3月 レバノンのフィールド調査の結果

次に2020年3月2-5日の4日間、レバノンの首都ベイルートにおいて筆者が実施したフィールド調査の結果をまとめてみたい。障害者活動に携わる当事者や関係者を対象に開催したフォーカスグループと障害当事者リーダーの個人インタビューの結果を以下に簡潔に記述する。

### 8-1. フォーカスグループ調査

レバノンにおいて障害者運動を担う国際的、国内ネットワーク型の当事者活動家、草の根の障害者リーダー、親の会のメンバー、障害者のアソシエート<sup>30)</sup>を対象に、フォーカスグループを組織して調査を行った。以下に、その結果を共有、分析する。後日、障害問題扱う2つの国連機関 (UN ESCWAとユネスコ事務所) も訪問し、国連からの視点もフィールド調査結果に付け加えた。ラキス氏、知的障害者の親の会の会長 (シャラファディーン氏)、若手のろう者活動家、その他の草の根の活動家や障害者のアソシエート<sup>31)</sup>を含め、合計15人の被調査者を対象に参加型の調査を行った。種別に関しては、身体障害 (肢体不自由)、ろう者、盲

---

30) アソシエートは障害者の権利条約で定義されており、障害者の同居人、パートナー、活動の仲間など障害者と人生の一部を共有する人々を意味する。

31) 障害者権利条約の定義によると、アソシエートとは障害者の家族を超越した、障害者と関わり合いのある人々、例えばパートナーなどを意味する。

人、知的障害者の親、重複障害を持つ人が参加した。宗教的セクター内訳に関しては、イスラム教スンニ派が主流であったが、シーア派、ドルーズ派、キリスト教徒も含まれた。男女比率は8対7であった。

また、別途、フォーカスグループを組織し、国連西アジア経済社会委員会（UN ESCWA）、ユネスコ各2名の障害問題担当者とも話し合う機会を得た。つまり、合計19人がフォーカスグループ調査に参加してくれた。調査の限界としては、今回のフィールド調査は当事者運動に参加している人に限定されており、施設に暮らす障害者たちの意見を反映させることができなかった。また、首都ベイルートとその郊外に住む人々を対象にしたので、山間部や辺境地に暮らす障害者やその家族は調査には含まない。シリア、パレスチナ難民も含まない。15名全員が当事者運動に参加しており、自立生活を営むことを望む人たちであった。ただし、知的障害者の親の代表の2人は、社会モデルを実施するにあたり、家族の重要性を強調しつつ、一部の障害者が『家族は当事者に含まない』と考えることには、きっぱり反対した。今回の調査対象のなかで障害を持つ人の全員が、障害者カードを保持者であり、その有効性のある程度は認めていた。15人中14人は障害を持つ女性はより差別を受けていると認識しており、男性1人だけが『よくわからない』と回答した。参加者の全員が民間組織で働いており、大半は障害当事者団体や障害NGO職員として働いている。小規模民間企業に働いている人もいた。生計を立てる手段としての当事者運動の存在も無視できない。国内法や国際的な動向に関する認識に関しては、全員が、レバノン障害者法、3%の法定雇用率を知っていた。また、障害者の権利条約に関しても、全員がレバノンの現状、つまり、署名は済ませたが批准はまだだということを正確に理解していたが、『アラブ障害者の10年』については知らないと答えた人もいた。以下に項目ごとにフィールド調査で集めた当事者の生の声をそのまま手短かにリストする。

## 8-2. レバノンの障害者たちが現在抱えている問題点

- ・雇用、所得、社会保障の問題が最も優先順位が高く、生計の手段が必要である。
- ・医療へのアクセスやリハビリの不備の問題も優先順位が高い。
- ・法律や雇用率の実施に関する強制力の弱さがコンセンサスで指摘された。
- ・物理的バリア、手話、字幕、点字など情報バリア、態度のバリア、あらゆる

障壁が存在する社会である。障害者は暮らしにくいことが指摘された。

- ・ろう者に関する対応不足、手話付きのTVプログラムは皆無であり、ろう者には深刻な課題である。ろう者たちは、自分たちは社会的に最も排除されていると強く感じている。
- ・政治的参加へのチャレンジと選挙会場における物理的、情動的アクセスの問題も大半の参加者に指摘された。
- ・教育、特に高等教育へのアクセスやインクルーシブ教育に関するチャレンジは人間開発の観点からは問題である。障害者の大学教育は人文・社会科学系統に限定されている点が問題である。
- ・障害者に関する無理解が深刻な問題である。公的意識の向上の必要性、特に障害者の自立生活に関する社会の認識不足も参加者全員から指摘された。TVの意識向上プログラムも自然なインクルーシブ社会感覚が欠如している。通常のTV番組にも、障害者が多様性社会の一部として自然に登場するような欧米ラインの洗練されたプログラムが存在しない。
- ・障害者施設と隔離も問題である。知的障害児の8割程度<sup>32)</sup>が施設に收容されているという意見が出された。知的障害者は社会的に最も隔離され、見放された人々であるという点は参加者の間にコンセンサスがあった。
- ・障害とジェンダーや障害者に対するDV、性的、その他の暴力は障害を持つ女性たちや母親、また男性障害者たちからも報告された。
- ・2000年障害者法の改正の必要性和障害者の権利条約の批准への努力が必要であることもすべての参加者の統一見解であった。政治の腐敗やレバノン政府の無力さは、繰り返しほとんどの参加者から指摘された。
- ・障害者の性や結婚の問題は女性障害者や母親から挙げられた。少なくともレバノンではタブーではなくなった課題であり、オープンな意見交換ができた。
- ・政府補助予算の分担に関しては不満があった。障害者に隔離生活を強いている施設型のサービスが大きな恩恵を受けており、自立生活を望む当事者団体とは利益が対立している点が指摘された。レバノンにおいては、施設の存在そのものが障害者の自立と自己決定への障壁になっていると考える人もいた。

---

32) このフォーカスグループ参加者たちの意見をもとにした数値で筆者のクロスチェックはできなかった。

### 8-3. 障害当事者団体、セルフヘルプグループに参加することの意義

次に当事者団体に参加することによって得られたものについての質問に関しては、以下のような回答が得られた。

- ・障害当事者活動は障害者の生活に関する政策決定には必然である。我々のことは我々が決める原則が徹底されるべきである。
- ・緊急必要時の自助機能が向上した。緊急の際に頼れる存在であると評価する参加者もいた。
- ・ネットワーキングと社会的資源の拡大としての役割を果たしている。いわゆるWASTA<sup>33)</sup>として機能するという見解があった。ネットワークはソーシャルキャピタルとなりえる。
- ・当事者自身のキャパシティ構築が向上した。具体的には、海外研修や会議参加を含め、さまざまな訓練や機会が与えられた。国外の友人とのネットワークが広がった。参加していて人生が楽しくなったと指摘されている。
- ・政治的なロビー活動として機能するという利点がある。
- ・有給の仕事としてのDPOやNGOへの参加は生活の糧になる。障害者にとって数少ない職場として機能を果たすし、ボランティア参加もレバノンでは最低限有給である。
- ・小規模グループホームを目指すための活動基盤 - 知的障害者の親の会などは、脱大型施設の観点から、コミュニティと密接した新しい形式のレバノン型グループホームを模索している。実際に、具体的な計画立案もある。
- ・弱点は、当事者団体は慢性的な資金不足であり、セクター別に分断化する傾向にある。例えば、シーア派の団体はイラン、スンニ派は湾岸諸国、キリスト教系統の団体は欧米からの寄付に頼るといった状況である。他方、サービス提供型の民間施設は政府から資金を多く回してもらい、政府の代行的サービスを提供するが、予算配分が不公平すぎるという指摘があった。持続的な

---

33) ワスタ (WASTA) はレバノン社会で見られる血縁、友人、知り合いのコネを指すものであり、就職などの際に非常に有力な社会資源となりうるが、透明性に関しては問題でもある。

資金調達が難しく、競争も激しい状況である。

#### 8-4. フォーカスグループ調査結果の分析

以下に、上記の意見交換の結果を重要課題枠組にまとめて考察する。枠組は障害者の権利条約の条項と定義を参考にした。

##### (1) 障害者法・障害問題国家審議会と法定雇用率3%に関する問題点

2000年の障害者法に関してはその実施状況と強制力のなさが指摘された。レバノンの法定雇用率の実施に関する定期モニタリングはなされていない。罰則も課されていない。また、障害者法制定からすでに20年が経過しているにもかかわらず、ほとんどの分野において実施が遅れている。今回の調査に参加した人のほとんどが、2000年の法律を改正する必要があると考えている。特に障害の定義や分類区分なども医学モデル的である。情報アクセスに関しては、レバノン手話が国の言語であることも明記されていないので、ろう者からは、障害者の権利条約の定義を参考に明記する必要があると指摘された。前記のNARDメンバーの間では、レバノン政府の条約批准に向けて、障害に関わるあらゆる国内法改定への準備をすでに始めているということであるが、政府の批准予定は定かではない。政府が財政破綻状態の現状では、障害者問題は優先順位が低い。具体的な法的進展としては、最近、ろう者の自家用車の運転が認められたと報告されている。

##### (2) 障害者の権利条約の批准

今回参加した調査対象全員が政府の障害者の権利条約批准を期待している。レバノン政府と障害者たちのコミットメントを世界に向けて表明することが必要である。また、国内の法的義務の実施を強制するためにも必要なステップであると考えている。批准ドラフト法案が国会に提出されたにもかかわらず、機能不全に陥っている国会<sup>34)</sup>と弱い行政のせいで、いまだに批准には至らない。レバノンの障害当事者団体は、もし条約が批准されれば、政府の公式なレポートと並行して

---

34) 国会の議席数枠の交渉に不満を持つシリア派勢力により、国会に提出されたすべての法案がブロックされている状態が続いている。



当事者たちの視点を反映したいと語っていた。批准国の民間団体が国連人権委員会に直接提出する、いわゆる、条約のパラレルレポート（parallel report）に関しても十分に認知している様子である。

### **(3) 障害者統計と障害者カードに関する課題**

レバノンの障害者統計で、全人口の2%が障害者であるというのは、障害の医学モデル（WHO-ICIDH）的な定義に基づくものであり、実態はそれよりもずっと高い。また、遠隔地の障害者や施設に暮らす障害者の多くは障害者カードを持っておらず、そのために、統計に反映されない場合も多い。全体として登録者の割合の多い肢体不自由者が多くなる傾向にある。障害者カードに関しては教育分野における適宜な対応や、個人の乗用車輸入の際の税金免除など、ある程度の効力は認められている。他方、医療アクセスなど、総合的な有効性は疑問視されている。また、障害者の置かれている社会的な状況を把握する白書や研究は少なく、国内の当事者団体やNGOが海外からの資金を得て行ったパイロット調査などに限定されている。施設に暮らす障害者たちが統計に反映されていない問題もある。

### **(4) 医療、教育、就労分野における人間開発課題**

障害者法の恩恵で、最近盲人や肢体不自由者が大学や高等教育に進む際に、入試などでは適宜な配慮がある程度なされるようになってきたが、大学キャンパスの物理的、情報バリアは残っている。私立の名門大学、アメリカン大学（American University in Beirut: AUB）、バイルートアメリカ大学（Beirut American University: BAU）、カソリック系統のサンジョゼ大学（St. Joseph University）などエリート大学のバリアフリーはある程度整っているが、公立で一番多くの学生が通うレバノン大学（Lebanese University: LU）のバリアフリーは新校舎に限定されており、障害者の高等教育へのアクセスへの問題が残っている。今回フィールド調査に参加した、若手のろう者（博士号を持つ男性）も、米国のろう者のための名門大学ギャロデット大学（Gallaudet University）出身であった。彼は、当時、ろう者のレバノン国内での高等教育の選択は不可能であったと語っていた。辺境地などでは、小中学校においても物理的バリアが残り、ユニセフやNGOが負担してバリアフリー化が進められている状況である。知的

障害者を受け入れる公立の中等学校はほとんどなく、多くの知的障害児は施設での暮らしを余儀なくされている。

雇用に関しては、3%の法定雇用率を満たしていない企業がほとんどでありその認知度も低いのは問題である。実態は1%以下ではないかと推測されている。最近では、雇用者と当事者団体の対話の成果が出はじめ、障害者を雇用してくれる企業が徐々に増加している。具体的には、民間部門では、フェニシアンバンク（銀行）、サニタール（薬屋）、アウディバンク（銀行）、マリオットホテル、大型スーパーマーケット、他方、政府公的部門においては、社会福祉省や観光庁、商工会議所などが具体的な名前として挙げられた。中小企業でも積極的に受け入れているところもある。なぜなら、レバノンの雇用の大半は中小企業であるからだ。ある程度成功しているドイツや日本の雇用率制度に興味を示す参加者もいた。日本の枠組み、罰金制度やインセンティブ制度についても質問された。

#### **(5) 障害者の政治的、社会的な参加に関する課題**

障害者を代表する国会議員は、現在は皆無である。地方政治には障害者代表が参加しているケースがある。カバラ氏自身も以前は、レバノンで第2の都市トリポリの市会議員を務めた経験がある。何度か国政にも挑戦し、かなりの票を集めたが、結果的には落選している。当事者仲間たちは、彼が当選して自分たちを代表してほしいと願っている。国会には現在、唯一、元防衛省出身の障害を持つ女性議員がいるが、彼女は官僚的であり、障害者の代表としては役割を果たしているとは考えられていない。調査参加者たちは、国政、地方政治の両方において障害者の代表を望んでいる。

## 参考 レバノンの国連機関の活動

3日間のフィールド調査にはESCWAとユネスコの2機関を訪問した。他の国際機関の役割を含め、レバノンにおける国連機関の役割を手短に紹介する。

### ・ UN ESCWA

United Nations Economic and Social Commission for Western Asia (UN ESCWA) は国連の事務局の出先機関で、アラブ経済社会委員会として経済社会理事会に活動を報告する。事務局の機関であるので、レバノンにおいてはCRPDの批准やモニタリングはUN ESCWAが担当する。アラブ諸国ほぼ全部をメンバーとする。過去にはアラブ障害者の10年などに関して、かなり貢献をしたが、現在は障害者の統計と障害者権利条約関係に活動を絞って活動をしている。現在2名の専門職員を配置し、本研究でも使用したデータ、“Disability in the Arab Region” An Overviewなどを発行している。また、CRPDの事務局がある国連NY本部とも連携している。レバノン政府がCRPDを批准すれば活動範囲が広がると予測される。

### ・ ユネスコ アラブ地域事務所兼レバノン事務所

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization は5つのセクターを持つパリに本部を置く専門機関であり、レバノンは地域事務所と国の担当事務所の両方を兼ねている。障害に関する活動を行っているのは、情報コミュニケーションセクター (ICS) と社会人文科学セクション (Social and Human Science Sector: SHS) の2つであり、合計2名の担当官がいる。前者はおもに障害者の情報アクセスや情報バリアフリー促進を担当し、後者は障害者を含む社会から周辺化された若者の社会統合など、インクルーシブ社会に関する活動を続けている。具体的には大学や学校組織の情報バリアフリー促進や、カバラ教授なども参加した、若者のためのインクルーシブ社会に関する会議を開催したりしている。小規模ながら専門的な活動を展開している。

### ・ 国際労働機構 (ILO)

ILOはジュネーブに本部を置く専門機関であり、おもにレバノンも批准しているILO条約159のフォローアップをしている。レバノンにおいては、法定雇用率の3%の実施を促進するための活動を担当する。

### ・ UNHCR

United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) は、パレスチナ難民以外のすべての難民を担当する、ジュネーブに本部のある国連機関である。したがって、レバノンに暮らすシリア難民に関しては、障害者、非障害者を問わず、UNHCRが担当することになる。国内のDPOと協力することもある。

### ・ UNRWA

UNRWAは、パレスチナ難民を担当するために創設された特別な国連機関であり、本部はウイーンにある。レバノン、シリア、エジプト、ヨルダンにあるすべての難民キャンプにおいて、活動を行っている。以前は、それぞれの国に渉外担当者を配置したが、現在は米国などの予算カットのため、活動が縮小している。国内でのキャンプの運営は、教育部門、医療部門などを含め、ほぼ政府と同格でUNRWAが担当する。UNRWA学校も運営している。

## (6) 女性障害者やマイノリティ障害者

障害を持つ女性の二重苦、三重苦は何度も指摘された。特に最近では障害を持つ女性に対する家庭内暴力やその他の暴力が報告され注目されはじめている。前記のラキス氏や親の会によると、知的障害者施設内での暴言、性的暴力なども報告されるようになってきた。施設内で暴行を受け、家庭に戻って再度DVを受ける女性もいるということである。また、ろう者や聴覚障害者に関する対応はひどく遅れている。現在レバノンにおいては、手話付きのテレビのニュースプログラムは週に一度で10分程度、しかも時間帯が悪いので見るのが大変であるらしい。字幕入りのプログラムも少ない。手話通訳者の資格も確立されておらず、国内においてはプロの手話通訳が存在しない。ろう者の兄弟や親などが通訳をやっているが正規の通訳訓練は受けていない。レバノン手話の確立、プロの手話通訳の資格制度、字幕や手話付きのTVプログラムの導入など、さまざまな要望が上がった。レバノンのろう者は最も周辺化（marginalized）されたグループである。

## 8-5. 障害当事者団体の役割に関する個別インタビュー

上記の期間中に筆者はレバノンの障害者団体の著名なリーダー3人にインタビューを行った。以下に彼らの回答を記述する。ひと言でいえば、これらの内容は上記の障害当事者たちのフォーカスグループの内容や本研究の仮説を裏づけるものであった。

### (1) ナワフ・カバラ氏

彼は20代の初めに自動車事故で障害者になった。その後、バイルートのアメリカン大学で学生自治会を拠点に市民活動を始めた。1981年に大学院での研究を完成させるために英国に留学し、そこでの4年間の間に社会的政治的な問題としての障害について考え直す機会を得た。1984年にバイルートに帰国し、そこで後述のLSHAと一緒に活動を開始した。その後、1990年代には国の復興が始まり、レバノンの障害者団体は大きな転機を迎えた。1990年代以降の障害者活動の目的は基本的に2つに絞れたとカバラ氏は語る。2000年までの目的は、レバノンの障害者法を民主的に代表制のある当事者主体でつくり上げることであ

た。この目的に全力を傾け、成功を収めた。当時は政党が左派（サリーム・アル＝フッス政権）であったのは幸運な点であったと彼は指摘する。しかし、2000年の障害者法制定以後は少し方向性が変化した。単に、法律の実施に関するモニタリングにとどまらず、もうひとつの活動、つまり、個性的で前衛的な市民運動団体としての活動を始め、反戦、反暴力、社会変革運動を粘り強く継続することにエネルギーを注いだ。特に、2006年のイスラエルの再攻撃の直後は、後者の活動を最優先させた。イスラエルへの抵抗運動、反戦運動が中心となった。複雑な政治状況のなか、障害者たちは数々の失敗を繰り返しながらも徐々に成果を上げていった。2010年以降は継続的に、アクティビスト、ロビー活動家としての当事者運動をレバノン国内で展開しはじめた。この間、アラブ障害者の10年（2004-2013年）の取り組みについてもNARD/AODP<sup>35)</sup>は当事者団体の中核であり、アラブ地域では目立った組織に成長し尊敬される存在となった。ベイルートにESCWA本部があったことも幸運な要素であったかもしれない。アラブ地域のリーダーとしての連携は今でも積極的に継続しているということである。

カバラ氏によると、言論の自由と報道の自由が許容されているレバノンは、アラブ地域での研究活動や情報発信に有利な条件を備えている。レバノンにはアラブの知性が集約し、独創的であり自由である。しかし、中東や世界全体の異なるイデオロギーと利害が衝突するフロントラインでもあり複雑であるということだ。障害者もそこで暮らしている人間であり、政治活動は不可欠である。組織の財政の継続性も常に考慮されている。資金のためにビジネスも行われている。カバラ氏を中心とする団体が、1990年に始めたトリポリ唯一の無線タクシーは障害者の足を確保するためのソーシャルビジネスの草分けとして注目された。当初は成功であったが、その後、市場に一般の大手タクシー会社が参入し競争を始めたため、競争に敗れ継続されなかった。今でもさまざまな持続可能なソーシャルビジネスに挑戦している。資金の問題は常に障害者団体にとってはチャレンジである。しかし、現在の活動の焦点はレバノン政府に障害者の権利条約を批准させることであることも明確である。同時に、レバノンの当事者団体は批准を先に見越し、

---

35) カバラ氏は2020年の初めに選挙にてAODPの会長に選ばれた。AODPの事務局はレバノンのNARDに置かれている。

いわゆるパラレルレポートドラフトの準備も徐々に始めていると報告されている。

カバラ氏が述べるように、レバノンの当事者運動はまさに社会改革運動である。筆者自身も14年にわたるレバノン在住の間、障害当事者団体が他の市民社会を率先するような機会も何度も垣間見た経験がある。当時、ESCWAの障害問題担当者であった筆者の体験的知見に基づくと、NARD/AODPとカリスマ性を持つカバラ氏やラキス氏の存在なくしては、アラブ障害者の10年採択は不可能であっただろう。レバノンの当事者運動や市民社会は強靱であると身をもって感じた。

## (2) シルバナ・ラキス氏

フィールド調査2日目に、現在LUPDの会長を務めるラキス氏にもインタビューを行った。Lebanese Union for People with Physical Disabilities(LUPD)は、1980年の初めに首都ベイルートに創立され、障害当事者団体の草分け的な団体である。現在、その活動は多岐にわたるが、今回は女性障害者の立場からインタビューに答えてもらった。

ラキス氏は子供のとき小児麻痺にかかり障害を持つようになり、現在は車いす生活であるが、最近、自家用車の免許を取り自立して移動している。交通事故が多く、常に交通渋滞で運転が難しい首都ベイルートにおいては、障害を持つ女性ドライバーはまだ珍しくパイオニア的な存在である。女性ドライバーそのものが少ないのが現状である。彼女の人生はいつもパイオニアでであった。レバノンは公共交通がほぼ存在しない状態であるゆえ、バリアフリーも不完全であり、障害者は福祉タクシーを頼むか自家用車を使うしか選択がない。彼女は迷わず後者を選択した。彼女は、幼少期、当時のチェコスロバキアで暮らしていた。本来は、ポリオ治療の目的のため移住したが、そこで育ち、東欧文化に影響されながら学び、やがて通訳として働きはじめ、その後祖国に帰国した。現在、上記のLUPDはクロス障害当事者団体であり、アドボカシーと草の根の障害者への情報提供やサービスをバランスよく提供しており、その責任者を務める。レバノンの当事者運動の歴史は古く、中東全土において顕著な存在であると彼女は語る。国内で一番、最初の障害当事者団体は盲人の会で、1960年代中頃にさかのぼる。この団体は盲人のための当事者運営の団体であったが、政治的な圧力団体として障害者の生活改善を求める社会運動ではなかった。したがって、真にアドボカシー型の

当事者運動が誕生したのは、当時はLSHA<sup>36)</sup>と呼ばれていた現LUPDの創立時であり、当初は身体障害者中心の団体であったが、レバノン国内のあらゆる地域から、あらゆる宗派の人々が参加したということである。創設当時の参加者の多くの人は、施設生活に嫌気がさし、自立を求めた人々であった。レバノンにおいては、国連の基準や国際的な影響は過大である。バイルートはESCWAやユネスコ、ILOなど多くの国連機関がそのアラブ地域本部を置いているハブである。レバノンには言論の自由があるからではないかとラキス氏は考える。実際、LSHAの誕生のきっかけも、国連の障害者の10年（1981-1990）の影響であったということである。後のアラブ障害者の10年の宣言も、国連の10年をアラブ地域では独自に継続しようという意向であり、カイロに本部を置く国際機構、アラブ連盟（League of Arab States）の支援を得て成し遂げた。障害とジェンダーについても国際的なイベントの影響を強く受けたと語っている。

またラキス氏個人的には、国際的な交流は彼女のエンパワメントにもつながったと確信している。1992年にカナダのバンクーバーにおいてDPIの国際会議に初めて参加したときから始まる。そこで彼女は世界の障害を持つ女性たちと出会い、どの国でも障害女性の置かれている状況は障害男性よりずっと厳しい状況であることを学び、お互いの経験を共有し、勇気づけられた。その後、障害を持つ女性たちの国際的なネットワーク形成に参加しはじめた。このネットワークは、今でも継続している彼女の大切な社会資源として活用している。その後、彼女は1995年、中国の北京で開催された、「国連の第4回世界女性会議」にもレバノンの市民団体として参加した。そこで、障害を持つ女性の課題がメインストリームの女権擁護団体のなかでは優先順位が低いことを確信した。女性を障害当事者運動のなかで主流化させ、同時に、障害を女性解放運動に主流化する、いわゆるツイントラックアプローチの必要性を実感した。現在においても、レバノンの一般の女性の権利団体は、障害を持つ女性を組み込むことには、あまり真剣ではないように思えると批判している。北京から帰国後は、まず、LSHAの組織内部でジェンダーの平等化を徹底させた。

---

36) Lebanese Sitting Handicapped Associationは創設当時の名称。現在はクロス障害団体（異なる障害を持つ人々が参加できる団体）に成長し、名称も変更させた。

アクセシビリティに関しては最近、自身が嫌な経験をした。彼女は投票のために近くの選挙会場に行き、そこは小学校の建物であったが、エレベーターがない古いビルであった。バリアフリーではないのは明らかであるのに、2階の教室に投票会場を設定し、障害者が投票に来た場合はストレッチャーを使って仰々しく男性職員が上に運ぶといった形式をとっていた。彼ら流の『適宜な対応 (reasonable accommodation)』対応のつもりであったのだろうか。彼女は侮辱感を味わい、センシティブリティに欠けると腹が立ったと語っている。まさに心のバリアの問題であると指摘する。なぜ、1階に設置しなかったのか、今でも疑問に感じる。レバノンでは今のところ女性障害者の政治的参加は難しいと回答している。国政レベルでは女性議員そのものの数が少ないのも問題である。レバノン人の日常はまさに、『個人的なことは政治的 (Personal is Political)』の連続であると語っている。

彼女がカリスマ的障害者リーダーであることは国内外で認められているが、国連の基準や世界的な障害の潮流をうまく組み込み、国内によい意味での外圧影響を与えている点は非常に印象的である。外国語が堪能な人が多いレバノンの障害者リーダーたちは、国際的な動向に鋭く対応しながら、グローバルネットワークを大切にしている。国連機関との連携も密接である。

### (3) ムサ・シャラファディーン氏

次に、自身が東欧と米国で高等教育を受けた医師であり、2人の重度の知的障害者の子供の父親でもある、ムサ・シャラファディーンに、知的障害者の家族の立場から、インタビューに答えてもらった。彼は、1976年にバイルートで創立された知的障害者のための団体、障害者の友、Friends of the Handicapped (FoH) の創立者のひとりである。この団体も今は障害横断組織に発展した。

彼は2人の障害者の父親であり医師でもあるため、医学的な観点と社会的な観点の両方から障害を対処できると主張する。シャラファディーン氏を中心とする障害者の友、FoH創立当初の頃は手探りで始め、1980年半ばに前記のナワフ・カバラ氏に出会い、すべての障害者の権利のために働くというインスピレーションをもらったという。カバラ氏とシャラファディーン氏は長い友人関係で同胞でもある。現在、FoHはロビー活動、社会活動、啓蒙活動を中心に、障害の活動



家たちと『障害を持たない友達』の双方から成り立っている。具体的なサービスも提供する。送迎の車を配車して子供を学校に、大人を職場に送り、障害を持つ子供のために放課教室を設け、盲人のためには朗読やテープ起こしを行い、補助器具の支給や修理も活動範囲に含めている。彼らの組織の資金の7割近くは海外からの寄付<sup>37)</sup>、残りの3割は地元や政府からの支援で成り立っている。FoHの中核メンバーは、ほとんどが、自身が障害を持つ有給スタッフである。シャラファディーン一族はずっと昔から、現在はヒズブッラーの影響力が強い、ベイルート南部のシーア派地域に暮らしている旧家である。彼は、地元ではよく知られた古い住民であり、地域に愛着を持っている。彼は知的障害者の親の会の会長であるが、障害者のサービス提供に関しては、ヒズブッラー系統の障害者センターなどとも密接に努力するということである。シャラファディーン氏は、ヒズブッラーのメンバーは真面目によい活動を続けていると高く評価する。最近、彼自身は医師の立場を利用して、国民のユニバーサルな医療保険制度が整備されるように活動を行っている。実際、多くの障害者が公的な保険を使って治療を継続することができない悲惨な状況に直面しているからである<sup>38)</sup>。

レバノンにおいても当事者運動は大切であり、特に、自分で権利を主張できない知的障害児・者の家族の役割は当事者運動のなかでは重要であると彼は主張する。知的障害者にとっては親の支援が不可欠である。彼は、最近、重度障害者である息子の1人を亡くした。家族が一体となって2人の息子をたち支えていたが、残念なことにそのメンバーを失った。レバノンは平均寿命が延びているが、自分たちが高齢になっているので、知的障害者の親たちは心配している。現在のレバノンのライフスタイルでは、兄弟姉妹に責任を負わせることは難しい。レバノンにおいては、兄弟は親の代わりにはならない。経済的に余裕があり、大家族制度に依存するアラブ湾岸諸国とは事情が異なるようである。親の死後、知的障害を

---

37) シーア派のイランや湾岸諸国に暮らすシーア派住民などからの寄付金の比率がかなり高いと予測される。

38) 2020年3月当時は、コロナのパンデミックが始まったばかりで、医療保険制度が整っていないレバノン人たちは懸念を示していた。公的健康保険はあるが、それを使って治療を受けることは実際には難しい。医療機関が公的な保険を受け付けない場合があるからだ。病院側は、病院やクリニックに対する治療費の支払いが滞りがちだから受け付けない。

持つ息子に施設生活をさせたくないと感じている。このため、現在、彼らのコミュニティに根づいた小規模グループホーム建設を計画中である。欧米の良事例などを勉強中であるということである。レバノンでは、知的障害者は特に差別されている。例えば、知的障害者の選挙権に関しても、投票の前例がほとんどなく、投票場で拒否されることもしばしばであるという。首都ベイルートでは、最近知的障害者の『本人の会』も徐々に誕生しはじめている。

このインタビューで顕著なことは、知的障害者の人権擁護のためには、親や家族、障害者の仲間の役割が欠かせないことである。『障害の家族モデル』的な考えである。また、あらゆる地域から集められた知的障害者たちを隔離する形式の大型施設ではなく、自分たちがなじみのある南ベイルートのシーア派コミュニティで生活させてやりたいと考える親の願いは切実感があった。宗教セクター別に分かれているレバノン社会においては、『地域に属する』暮らしは大きな意味合いを持つ。

## ■ おわりに

障害者当事者運動は彼らをエンパワし、自分たちで立ち上がることの重要性を気づかせる。政治性はレバノン人の毎日の生活のなかでは欠かせない。アラブのなかでは屈指の民主主義国であり、もともと市民社会がしっかりと根づいており、障害者運動が育つ土台が整っていたことは、レバノンにとって幸運であった。同時に、内戦や政治のため、長期にわたり中央政府が麻痺しており機能していない。基本的な社会サービス提供すらNGOなど民間団体に委託するような状況である。レバノンの障害者運動の歴史は古い。1980年代初頭から本格的に始まり、内戦中は有名な車いすマーチで行動を起こし、反戦運動にも筆頭をきって参加した。宗教セクター別に分断されきっているレバノン社会において、数々の難関を乗り越えながら、現在は、国レベルで障害者運動をまとめつつある。

DPIの当事者運動などに触発されエンパワされたナワフ・カバラ氏、障害を持つ女性の問題に取り組み続けたシルバナ・ラキス氏、知的障害者の父親であり、貧困層の多いシーア派地域を拠点に多様な活動を展開するムサ・シャラファディ

ーン氏のようなカリスマ的な人物たちがリーダーとなり、自分の人生をかけて仲間たちや支援者と活動していることにより、レバノンの障害者当事者運動依存の状況があるのかもしれない。同時に、国際的な動き、つまり国連の障害者の10年や障害者の権利条約過程を通じて、世界中の国々の障害を持つ仲間との連携や支援が、彼らの活動に役立っていることも明白である。語学に堪能なレバノン人たちは国際社会では有利でもある。アラブの障害者ネットワークの拠点がベイルートに置かれているのも必然かもしれない。現在は、アジア、ラテンアメリカ、アフリカ、中東などにおいても、障害の社会モデルや当事者主体の概念が広がっているが、レバノンのケースがそのままその他のアラブ諸国に適用されるわけではないだろう。しかしながら、障害の根本的な問題は、物理的情報的なアクセス、差別と偏見、開発など、どのアラブの国にも共通する部分も多い。レバノンに拠点を置くアラブ地域のネットワークを通じて、アラビア語での情報発信を利用し、アラブ全域にも当事者運動が広がることを期待したい。レバノンの障害当事者のさまざまな経験が、より保守的なアラブ諸国の障害者たちを目覚めさせ勇気づけ、障害者たちが自分たちの力で自分たちの解決法を模索、実行する行動力を起こさせるように貢献することを期待する。

#### [引用文献]

##### 〈日本語文献〉

- 杉野昭博 2007.『障害学——理論形成と射程』東京大学出版会。
- 高峰豊 2003.「ESCAPからみた障害と開発」『アジア研ワールド・トレンド』(96), アジア経済研究所。
- 長田こずえ 2005.『アラブ・イスラム地域における障害に関する重要課題と障害者支援アプローチに関する研究』国際協力機構国際総合研究所。
- 2008.「開発の視点からの障害へのアプローチの考察——アラブ中所得国ヨルダンとレバノンにおける障害の権利モデルの妥当性の検討」[日本福祉大学博士論文] 日本博士論文登録機構。
- WHO 2011. 国立障害者リハビリテーションセンター訳『障害に関する世界報告書 (World Report on Disability)』。

##### 〈外国語文献〉

- Coleridge, P. 1993. *Disability, Liberation and Development*. Oxford: Oxfam.

- Combaz E. 2018. "Situation of Persons with Disabilities in Lebanon", 15 July 2018, K4D, Help Desk Report.  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5b584da340f0b633af812655/Disability\\_in\\_Lebanon.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5b584da340f0b633af812655/Disability_in_Lebanon.pdf)
- Kabbara, N. 2013. "Social Inclusion of Young Persons with Disabilities in Lebanon: Where Do We Stand and What Should be Done to Promote their Rights?" A paper submitted to UNESCO Beirut Office.
- Lakkis, S. 1997. "Mobilizing Women with Physical Disabilities: The Lebanese Sitting Handicapped Association." In *Gender and Disability: Women's Experiences in the Middle East*, edited by Lina Abu Habib, UK & Ireland: Oxfam Publication.
- Turmusani, M 2003. *Disabled People and Economic Needs in the Development World: A Political Perspective from Jordan*. Hampshire England: ASHGATE.
- UN ESCWA 1994. *Proceedings of ESCWA Regional Seminar on the Role of the Family in Integrating Disabled Women into Society, Amman*. 16-18 October 1994, UN ESCWA: Amman.
- UNICEF, UNHCR and WFP 2017. "Vulnerability Assessment of Syrian Refugees in Lebanon, VASyR 2017."  
<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/VASyR%202017.compressed.pdf>

#### [参照文献]

##### 〈日本語文献〉

- 国際協力機構 2003.『課題別指針——障害者支援』国際協力機構国際総合研究所。
- 長田こずえ 2007.「『開発と障害』：開発専門家の視点から見た国連障害者権利条約——障害の開発へのメインストリームを実現するための手段」『リハビリテーション研究』37(1), 日本障害者リハビリテーション協会。
- 森壮也編 2008.『障害と開発——途上国の障害当事者と社会』アジア経済研究所研究双書No.567, アジア経済研究所。
- 2011.『南アジアの障害当事者と障害者政策——障害と開発の視点から』アジ研選書No.27, アジア経済研究所。

##### 〈外国語文献〉

- Abu-Habibi, Lina (ed.) 1997. *Gender and Disability: Women's Experiences in the Middle East*. NJ: Oxfam.
- Al-Thani, H. 2006. "Disability in the Arab Region: Current Situation and Prospects." *Journal for Disability and International Development* [Behinderung und Dritte Welt] 17 (3) : 4-9.
- International Labour Organization (ILO) 2013. "Emerging Good Practices Related to Training and Job Placement of Persons with Disabilities in Lebanon."  
[https://www.ilo.org/beirut/publications/WCMS\\_232973/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/beirut/publications/WCMS_232973/lang--en/index.htm) (2022年11月25日アクセス)

- Kabbara, N. 2019. “How Much Respectful of Law 220 on the Rights of Persons with Disabilities are in Lebanese Private Sector Firms,” Beirut, Lebanon.
- Kabbara, N. and K. K. Nagata 2008. “Is the Rights Model of Disability Valid in the Post-conflict Lebanon? A Participatory Pilot Survey in Beirut.” *Review of Disability Studies* 5 (13): 85-95.
- Nagata, K. K. 2009. “People with Disabilities in War-Tor Lebanon: Opportunities in a Challenging Situation”, *Journal for Disability and International Development* [Behinderung und Dritte Welt] 20(2): 24-27.
- UN ESCWA 1992. *The Proceedings of the Conference on Capabilities and Needs of Disabled Persons in the ESCWA Region*. 20-28 November 1989, UN ESCWA: Amman.
- 2014. *Disability in the Arab Region: An Overview*. Beirut, Lebanon.
- 2018. *Disability in the Arab Region in the Arab Region*. Beirut, Lebanon.

©IDE-JETRO 2023

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。  
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

